解散公告（第一回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

横浜市瀬谷区中屋敷一丁目一九番二号

アニュー農事組合法人

代表清算人　鈴木　隆夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月十八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

静岡県掛川市長谷一丁目一番地の一

掛川市洋望台土地区画整理組合

清算人代表　岡本　暹

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月八日開催の臨時大会の決議により、平成二十六年三月九日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

広島市中区東千田町二丁目一一番二〇号

全コカ・コーラウエスト労働組合連合会

清算人　藤永由美子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年二月四日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

栃木県宇都宮市石那田町一四一一

清算法人篠井西部土地改良区

清算人代表　高橋　護

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

埼玉県幸手市大字幸手二二六二番地

社団法人幸手市医師会

代表清算人　能美　昌司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により平成二十六年一月十七日富山県知事の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

富山県高岡市永楽町五番一〇号

社団法人富山県農村医学研究会

清算人　寺西　秀豊

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年二月六日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合

代表清算人　小海　長衛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月十八日開催の社員総会の決議並びに岐阜県知事の認可により、平成二十六年二月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

岐阜市梅河町一丁目六番地

医療法人社団回生会

清算人　伊東喜代子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月二十七日岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

岐阜県土岐市泉町大富二六九番地の一五

医療法人稲澤クリニック

清算人　平井　好三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月二十三日開催の理事会の決議及び平成二十六年三月六日付静岡市保健所長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

平成二十六年三月三十一日

静岡市葵区黒金町五五番地

医療法人社団聖仁会

清算人　大石　一雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年二月二十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

兵庫県尼崎市御園町五四番

阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　小田　輝彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月二十一日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

香川県三豊市仁尾町仁尾丁一〇四五番地

宗教法人神宮寺

清算人　関村　学円

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

福岡県田川市大字猪国一五七三番地の五

財団法人白鳥保育園

清算人　松岡　勝博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二十五日開催の理事会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十六年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

熊本県八代市大村町五四七―二

医療法人犬塚歯科医院

清算人　犬塚　隆雄

第47期決算公告

平成26年3月31日

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

ベル株管理株式会社

代表取締役

ハリ・スブラマニアン・アイヤ

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	52,598
	資産合計	52,598
負債及び純資産の部	流動負債	25,103
	負債合計	25,103
	株主資本	27,495
	資本金	22,000
	利益剰余金	5,495
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(1,569)
	純資産合計	27,495
	負債・純資産合計	52,598